資料②

石川県特定最低賃金専門部会
第 1 回電機部会

令和 8 年 10 月 20 日(火)
9 時 00 分から 11 時 00 分まで
金沢駅西合同庁舎　2 階会議室

【資料目次】

		ページ
1	特定最低賃金の改正申出書（電機）(写)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	改正申出審査結果表（電機）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3	特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問) (写) ・・・・・・・	6
4	特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申) (写) ・・・・・・・	7
5	特定最低賃金の改正決定について(諮問) (写) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8

令和７年７月２１日

石川労働局長
常　盤　　剛　史　様

石川県電気機械器具製造業最低賃金事務局
石川県金沢市西念３丁目３番５号
全日本電機[redacted]報関連産業
労働組合[redacted]地方協
議　長[redacted]　　貴[redacted]

申　　出　　書

最低賃金法第１５条１項の規定により、石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

１．申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

石川県において、電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。

１２，３３６名

２．最低賃金の適用を受けるべき基幹労働者の範囲

石川県において、電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次にあげる者は除く。

(1) １８歳未満または６５歳以上の者
(2) 雇い入れ後６か月未満の者であって、技能習得中の者
(3) 清掃または片付けの業務に主として従事する者

３．改正の決定を申し出る最低賃金の件名

石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金

４．申し出の内容

上記３項の最低賃金改正の決定を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法第１５条２項にもとづく最低賃金審議会の決定による。

石川労働局
-8.7.22
石労発収第 1 号

5．申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね３分の１以上に達していることから、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

$$\frac{\text{賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数}}{\text{1項の基幹的労働者数}} = \frac{4{,}309\text{名}}{12{,}336\text{名}} = 34.9\%$$

[redacted]

[redacted]働協約の賃金額　＝ 1,163円／時間額
[redacted]れている法定最低賃金額　＝ 1,064円／時間額

6．添付書類

①労働協約　適用最低賃金
②労働協約　適用労働者数
③労働協約の写
④所定労働時間数および所定労働日数
⑤申出合意書および委任状

以　上

合意する者の使用者内訳

令和８年　労働協約　適用労働者数

（単位：人）

No.	産業分類	上段：使用者名／下段：労働組合名	適用労働数
1	E281	[redacted]	707
2	E303		1,120
3	E281		849
4	E281		258
5	E303		25
6	E294		207
7	E29		66
8	E29		262
9	E29		124
１０	E30		309
１１	E301		162
１２	E281		28
１３	E281		192
		合　　計	4,309

令和８年　労働協約　適用最低賃金

（単位：円）

No.	産業分類	労　働　組　合　名	時間額	月額
1	E281	[redacted]	1,251	197,000
2	E303		1,334	200,000
3	E281		1,370	211,500
4	E281		1,227*1	191,000
5	E303		1,380	213,000
6	E294		1,164	187,439*2
7	E29		1,385*3	213,000
8	E29		1,340*4	209,500
9	E29		1,163	190,000
１０	E30		1,380	213,000
１１	E301		1,397*5	213,000
１２	E281		1,385*6	213,000
		最低金額（計算値は除く）	1,163	190,000
		最高金額（計算値は除く）	1,380	213,000
		平　均（12 組合単純平均）	1,315	206,417

注：金額は、協定書に記載された金額。平均は、各組合の値の単純平均。最高金額、最低金額は、計算値（下記）は除く。

※1 は、最低賃金月額×12 か月と年間所定時間（1,867.75 時間）から算出。

※2 は、最低賃金時間額と月間所定時間（161.03 時間）から算出。

※3 は、最低賃金月額×12 か月と年間所定時間（1,844.5 時間）から算出。

※4 は、最低賃金月額×12 か月と年間所定時間（1,875.5 時間）から算出。

※5 は、最低賃金月額×12 か月と年間所定時間（1,829 時間）から算出。

※6 は、最低賃金月額×12 か月と年間所定時間（1,844.4 時間）から算出。

電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正申出審査結果表　　労働協約ケース

	地　域	産　　業	適用を受けるべき基幹的労働者の範囲	申出者に関する要件			備　考
				申出労働組合数（合意を含む）	所属事業場数（産業）	基幹的労働者数	
申出事項	石川県	E281　電子デバイス製造業 E282　電子部品製造業 E283　記録メディア製造業 E284　電子回路製造業 E285　ユニット部品製造業 E289　その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業 E290　管理、補助的経済活動を行う事業所（E293・E296に限る） E291　発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業 E293　民生用電機機械器具製造業 E294　電球・電気照明器具製造業 E296　電子応用装置製造業 E301　通信機械器具・同関連機械器具製造業 E302　映像・音響機械器具製造業 E303　電子計算機・同付属装置製造業 L7282　純粋持株会社	左の事業を営む使用者に使用される労働者 但し、 (1)　18歳未満又は65歳以上の者 (2)　雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3)　清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (4)　手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う巻線、組線、かしめ、取付け、包装又は箱詰めの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 を除く	E281　5 E282　0 E283　0 E284　0 E285　0 E289　0 E290　0 E291　3 E293　0 E294　1 E296　0 E301　2 E302　0 E303　2 L7282　0 計　13	E281　5 E282　0 E283　0 E284　0 E285　0 E289　0 E290　0 E291　3 E293　0 E294　1 E296　0 E301　2 E302　0 E303　2 L7282　0 計　13	2,034 0 0 0 0 0 0 452 0 207 0 471 0 1,145 0 計　4,309	34.93%
審査結果	同上	同　　上	同　　上 適用労働者数（基幹的労働者数） 12,336人 （推定）	E281　5 E282　0 E283　0 E284　0 E285　0 E289　0 E290　0 E291　3 E293　0 E294　1 E296　0 E301　2 E302　0 E303　2 L7282　0 計　13	E281　5 E282　0 E283　0 E284　0 E285　0 E289　0 E290　0 E291　3 E293　0 E294　1 E296　0 E301　2 E302　0 E303　2 L7282　0 計　13	2,034 0 0 0 0 0 0 452 0 131 0 471 0 1,134 0 計　4,222	
新産別最賃の運用方針（要旨） 61.2.14 中賃答申		新産別最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上の者に賃金の最低額に関する労働協約が適用されている場合に行われるものであること。 参考 12,336　÷　3　≒　4,112 4,222　÷　12,336　≒　34.23%					

石労発0825第２号
令和８年８月25日

石川地方最低賃金審議会
会長　　舟橋　秀明　殿

石川労働局長
常盤　剛

石川県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第１項の規定に基づき、下記の特定最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

１　石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金（平成20年石川労働局最低賃金公示第２号）

２　石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金（平成20年石川労働局最低賃金公示第５号）

３　石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金（平成20年石川労働局最低賃金公示第６号）

４　石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年石川労働局最低賃金公示第３号）

５　石川県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金（令和６年石川労働局最低賃金公示第４号）

令和８年８月31日

石川労働局長
　常盤　剛史　殿

石川地方最低賃金審議会
会長　舟橋　秀明[redacted]

石川県特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和８年８月25日付け石労発0825第２号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった下記の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

記

１　石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金（平成20年石川労働局最低賃金公示第５号）

２　石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金（平成20年石川労働局最低賃金公示第６号）

３　石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年石川労働局最低賃金公示第３号）

石労発0831第２号
令和８年８月31日

石川地方最低賃金審議会
会長　　舟橋　秀明　殿

石川労働局長
常盤　剛史

石川県特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、下記の特定最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

１　石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金（平成20年石川労働局最低賃金公示第５号）

２　石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金（平成20年石川労働局最低賃金公示第６号）

３　石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年石川労働局最低賃金公示第３号）